

運行記録計の装着義務付け拡大について

平成26年12月1日の改正により、運行記録計の装着義務付けが拡大されました。自営業所の配置車両について該当車両の確認と期限までの装着をお願い致します。

適正化の巡回指導の際に確認をしておりますが、該当車両の未装着が散見され、早急に改善の報告を求めています。

現 行

車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上

改正後

車両総重量7トン以上

又は 事業用トラック

最大積載量4トン以上

施行日：平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年
4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る）
平成29年4月1日（既存の該当車両への装着）

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関